

山武郡市環境衛生組合入札参加者の資格等要綱

山武郡市環境衛生組合（以下「組合」という。）の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の購入又は役務の提供に関する契約に係る令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について、次のとおり公示する。

令和6年12月6日

山武郡市環境衛生組合

管理者 松下 浩明

第1 入札に参加することができる者

① 建設工事、測量等、物品、委託

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定に該当しない者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項（地方自治法施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定に該当しない者

ウ 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者

エ 千葉県内に本店又は営業所等を有する者は、千葉県税を滞納していない者

② 建設工事

入札参加申請する工事の種類について、建設業法に定める建設業の許可を有し、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、同法27条の29第1項の規定による総合評定値(P)の通知を受けている者

ただし、経営事項審査は、申請日現在において審査基準日(決算日)から1年7か月を経過していないものに限る。

③ 測量等

ア 測量業にあつては、測量法第55条の規定による登録を受けている者であること。

イ 建築設計業にあつては、建築士法第23条の規定による登録を受けている者であること。

ウ 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定による登録を受けている者であること。

エ 土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査士法第8条による登録を受けている者であること。

④ 物品

法令等により許可又は登録等を必要とする業種については当該許可又は登録等を受けている者。(医薬品販売業許可、高圧ガス販売事業許可又は届出、管理医療機器販売・賃貸業届出、揮発油販売業登録、古物商許可等、その他希望業種により許可又は登録等が必要)

⑤ 委託

法令等により許可又は登録等を必要とする業種については当該許可又は登録等を受けている者。(建築物清掃業登録、警備業認定、浄化槽保守点検業者登録、浄化槽清掃業許可、一般労働者派遣事業許可、不動産鑑定業者登録、一般廃棄物収集運搬業許可等、その他希望業種により許可又は登録等が必要)

第2 資格審査の基準日

資格審査の基準日(以下「審査基準日」という。)は、資格審査の申請日とする。

第3 入札参加資格審査申請書及び提出書類

① 電子ファイルの提出

「入札参加資格申請.xlsx」を入力し、宛先「2930njd@sankan.chiba.jp」にメールで提出すること。※メールアドレスは前回と同じ。

② 下表の関係書類をA4紙ファイル綴じして送付すること。なお、対面での申請は不可とする。

	工事	測量等 物品 委託
入札参加資格申請書(別記第1号様式)	○	○
営業所一覧表(別記第2号様式) ※1	○	○
工事経歴書(別記第3号様式) ※2	○	
主要取引金融機関名(別記第4号様式)	○	
実績調書(任意様式)		○
技術者経歴書(別記第5号様式)	○	○(測量のみ)
委任状(2部)(別記第6号様式) ※3	△	△
誓約書(別記第7号様式)	○	○
使用印鑑届(別記第8号様式) ※4	○	○
承諾書(別記第9号様式)	○	○
法人登記事項証明書又は身分証明書 ※5	○	○
印鑑証明書(原本) ※6	○	○
納税証明書の写し ※7	○	○
関連業者届出書(県 第37号様式) ※8	△	△

営業沿革書 (県 第 2 2 号様式(※任意様式可))	○	○
ISO 登録証 (ISO9000S, ISO14001) (写し) ※ 9	△	△
エコアクションの登録証 (写し) ※ 9	△	△
障害者雇用状況報告書 (控)、障害者雇用納付金制度 による報奨金支給申請書 (控)、同制度による調整金 支給申請書 (控) のいずれか (写し) ※ 1 0	△	△
官公需適格組合の証明書 (写し) ※ 1 1	△	△
官公需適格組合の組合員名簿 ※ 1 1	△	△
組合及び組合員の審査項目情報一覧表 ※ 1 1 (県 第 4 9 号様式) (物品・委託のみ)		△
事業協同組合・役員・組合員名簿 (県 第 2 3 号様式) ※事業協同組合のみ提出	△	△
建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表 (写し) ※ 1 2	△	
経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書(写し)	○	
建設業労働災害防止協会加入証明書(写し)※ 1 3	△	
各種建設業団体の加入証明書(写し) ※ 1 4	△	
財務諸表 ※ 1 5		○
関係する許可(登録)証明書等(写し)		△

※○印は提出が必須の書類、△印は該当する場合にのみ提出すること。

備考

- ※1 営業所一覧表は千葉県外の事業所は記入不要
- ※2 工事経歴書は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2か年の事業年度のものとする。
- ※3 委任状は、代理人に期間を定めて入札等の権限を委任する場合のみ提出するものとする。
- ※4 使用印鑑届は、登録していない印鑑（法人にあつては、登記していない印鑑）を組合との契約等において専ら使用することを希望する者のみ提出するものとする。
- ※5 法人登記事項証明書は、法人又は支配人登記をしている個人の場合に必要であり、それ以外の個人にあつては、身分証明書とする。
- ※6 印鑑証明書は、法人にあつては代表者のものとする。
なお、工事と測量等・物品・委託の両方を申請する場合、測量等・物品・委託の印鑑証明は写しを可とする。
- ※7 納税証明書の写しは、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2か年の事業年度の決算に係るもので、次の区分によるものとする。
 - (1) 山武市、芝山町、横芝光町（以下「関係地方公共団体」という。）内に契約行為を行う営業所等を有する者については、法人税（個人の場合は、申告所得税）、消費税及び地方消費税、契約行為を行う営業所等が所在する関係地方公共団体に関するすべての市町税に関する納税証明書とする。
 - (2) 関係地方公共団体内に契約行為を行う営業所等を有しないが、県内に契約行為を行う営業所等（本社を含む。）を有する者にあつては、契約行為を行う営業所等の法人税（個人の場合は、申告所得税）、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税の納税証明書とする。

(3) 県外の営業所等（本社を含む。）で契約行為を行うものにあつては、法人税（個人の場合は、申告所得税）、地方税及び地方消費税の納税証明書とする。

※8 以下の(1)から(3)の項目に該当する場合は入力すること。

(1) 代表者本人又は当該法人が、他の法人へ総資本額の50%以上を出資し、又は出資を受けている場合

(2) 代表者又は役員が、他の法人の代表者又は役員を兼ねている場合

(3) 代表者と他の法人の代表者が次のいずれかに該当する場合

①配偶者

②直系血族（父母、祖父母、子、孫）

③兄弟姉妹

※9 取得している者のみ

※10 法定雇用率を達成している場合

※11 官公需適格組合の証明を受けている場合

※12 代表者が、契約等の権限を代理人に委任する場合に必要な

※13 加入している場合

※14 下記団体に加入している場合

千葉県建設業協会

千葉県電業協会

千葉県空調衛生工事業協会

千葉県塗装工業会

千葉県造園緑化協会

千葉県道路舗装協会

千葉県鳶工業会

千葉県管工事業協同組合連合会

※15 財務諸表は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2か年の事業年度のものとする。

第4 資格審査の時期

- ① 資格審査の申請は、令和7年2月3日から令和7年2月14日までの期間内とする。
- ② 上記期間外の申請は、下記のとおりとする。
 - (1) 令和7年2月15日から令和7年4月15日までの申請は、令和7年5月1日登載予定日とする。
 - (2) 以降15日までの申請は翌月1日登載予定日とする。
 - (3) 16日以降の申請は、翌々月1日登載予定日とする。
- ③ 管理者が特に必要があると認めた者は、①②の規定にかかわらず、資格審査の申請をすることができる。

第5 資格の有効期間

資格審査の結果、入札参加資格者と認められた者（以下「入札参加資格者」という。）は、山武郡市環境衛生組合建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するものとし、当該資格の有効期間はそれぞれ登載の日から次の表に掲げる有効期間とする。

申請期間	資格者名簿登載予定日	有効期間
第4の①に定める申請	令和7年4月1日	令和9年3月31日
第4の②(1)に定める申請	令和7年5月1日	令和9年3月31日

第4の②(2)に定める申請	翌月1日	令和9年3月31日
第4の②(3)に定める申請	翌々月1日	令和9年3月31日
第4の③に定める申請	管理者が指定する日	令和9年3月31日

第6 変更等の届出

入札参加資格者は、その資格の有効期間中に入札に参加できる資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は次の表に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに入札参加資格申請書記載事項変更届（別記第10号様式）にその事実を証する書類を添付し提出しなければならない。

変更事項	添付書類
商号又は名称	法人登記事項証明書又は身分証明書並びに資格審査申請の際に委任条及び誓約書を提出しているものにあつては、委任状（2部）及び誓約書
主たる営業所の所在地	登記事項であればその証明書並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（2部）及び誓約書
指名通知等を受ける事務所の名称又は所在地	登記事項であればその証明書
法人にあつては、代表者	登記事項証明書並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつ

	ては、委任状（２部）及び誓約書
登録している印鑑（法人にあつては、登記している印鑑）	印鑑証明書並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（２部）及び誓約書
指名通知等を受ける事務所の電話番号	
代理人に係る事項	委任状（２部）
使用印鑑	使用印鑑届

備考

- 1 入札参加資格審査申請書記載事項変更届は、送付により提出すること。
- 2 返信されるべきあて先を記入し、返信に必要な切手を貼り付けた返信用封筒を同封すること。

第7 入札参加資格の取消し

- ① 入札資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものとする。
 - ア 第一の条件に適合しなくなったとき。
 - イ 入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
 - ウ 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
 - エ 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- ② 第6の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、管理者は、その者の資格を取り消すことができるものとする。
- ③ ①及び②の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

- ④ 入札参加資格を取り消された者は、その取消しに係る資格審査の申請の日から24か月を経過する日までは、資格の審査を受けることができないものとする。

第8 入札参加資格の停止

- ① 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、その者の資格を停止するものとする。
- ア 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月を経過する日まで
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで。
- ② ①の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、管理者はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第9 この公告に関する問い合わせ先

山武郡市環境衛生組合

電話 0479-86-3131

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（建設工事等一般競争入札参加及び指名競争入札参加者資格等要綱の廃止）

2 建設工事等一般競争入札参加及び指名競争入札参加者資格等要綱（平成24年告示第3号）は、廃止する。

（建設工事等一般競争入札参加及び指名競争入札参加者資格等要綱の廃止）

3 建設工事等一般競争入札参加及び指名競争入札参加者資格等要綱（平成26年告示第3号）は、廃止する。

（山武郡市環境衛生組合入札参加者の資格等要綱の廃止）

4 山武郡市環境衛生組合入札参加者の資格等要綱（平成28年告示第5号）は、廃止する。